

相模原市立ふれあい広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月1日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第34号

相模原市立ふれあい広場条例の一部を改正する条例
相模原市立ふれあい広場条例(昭和63年相模原市条例第4号)の一部を次のよう
に改正する。

別表相模原市立相模大野ふれあい広場の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。